

大阪府学校教育審議会への諮問事項について

諮問事項

大阪府立高等学校の通学区域（学区）のあり方について

諮問理由

大阪府立高等学校の通学区域のあり方については、平成10年5月の「生徒減少期における全日制府立高校の今後の在り方について」の答申（大阪府学校教育審議会第1分科会）の中で、「現行の通学区域に改定された時点に比べて学校数が増加しており、高校と地域との密接な連携が求められていることから、今後、通学区域を縮小する方向で改編するべきであるという意見と、生徒が広範囲から多様な学校を選択できるよう、通学区域を一層弾力化するべきであるという意見があり、今後の府立高校の特色化の進捗状況や交通事情等を勘案しながら、引き続き検討するべき課題である。」とされた。

その後、国においては、規制緩和を一層推進する観点から、平成13年に、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」を改正し、公立高等学校の通学区域にかかる規定が削除されたため、学区の設定については設置者の判断に委ねられることとなった。

また、本府においては、学区間において設置されている普通科高等学校数に差が生じてきている状況にある。

このため、府教育委員会として、府立高等学校はもとより、学校教育全体の活性化につながる、これからの時代にふさわしい通学区域のあり方について、総合的な見地からご審議をお願いするものである。